

おもいやり消費普及啓発イベントに係る業務委託仕様書

1 コンセプト

(1) 本事業の目的は、愛媛県内において集客が見込める場所でイベントを行い、県民に消費生活に関する普及啓発を行うことである。

(2) テーマは「環境へのおもいやり（地球環境へ配慮）」とする。

平成 27 年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(SDGs) は、近年、様々な企業等が積極的に取り組むようになり、メディアでの露出も増加し、社会全体での認知度も向上しつつある。

そうした中、SDGs の目標 12「つくる責任・つかう責任」を達成するために消費者が取り組む「おもいやり消費（エシカル消費）」について、あらためて地域の魅力ある産品に目を向け、農林水産物、工業製品、工芸品などを購入することで、地元産業の応援（地産地消）や被災地支援につながることを意識させる内容とすること。

また、循環型社会の構築を目指すため、「資源循環優良モデル認定事業」において認定したリサイクル製品や廃棄物の 3 R に積極的に取り組む事業所・店舗等の存在を広く県民に周知し、認知度の向上を図るとともに、県民が身近に取り組める 3 R 活動を紹介・展示することにより、県民への 3 R 活動の普及と 3 R を意識したライフスタイルの定着を図る内容とする。

※「おもいやり消費」とは、環境保護、フェアトレード、被災地支援など、環境、人、地域に配慮したおもいやりのある消費行動のことであり、「エシカル消費（倫理的消費）」をわかりやすくあらわしたものである。

2 イベント開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和 8 年 11 月から令和 9 年 1 月末までの土、日、祝日
(ただし年末年始は除く) のうち 1 日間。

概ね 11:00~16:00 の効果的な時間帯とする。

※イベント全体の開催時間については上記のとおりとするが、ステージイベント等を行う場合、例えば各 60 程度の 2 部制とするなど自由に設定することも可とする。

(2) 場 所 愛媛県内において、当該イベントを行うにあたり 1,500 名程度の集客の見込める会場を提案すること。

(3) 対 象 者 県民

(4) 参 加 費 無料

3 委託内容

(1) 運営に関する基本事項

ア 企画、開催準備、運営から実績のとりまとめまでのすべての業務を行う

こととする。

- イ 会場（音響、照明、舞台装置を含む）設営・撤去
- ウ 会場の整理及び警備等
- エ 啓発資料・グッズの作成及び会場周辺における啓発資料等の配布
- オ 紹介・展示・啓発コーナーの設営・撤去

(2) 広報・周知方法

(3) 報告書の作成及びアンケートの実施

(4) その他、本事業を円滑、安全に、かつ効果的に実施するうえで必要な業務

4 留意事項

(1) 運営に関する基本事項

ア イベントの企画及び運営

○イベント企画案を作成すること。

- ・効果的な啓発を図れるプログラムとする。(例えば、トークショー、クイズ大会など)

- ・開催セレモニーを盛り込む。

開催セレモニーには、主催者あいさつを含む。

また、来賓あいさつを実施することがある。

開催セレモニーへの誘客を図るためのアトラクション等を行う。

- ・愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクター「こまどりの PiPi (ピピ)」と「みきゃん」(ダークみきゃん、こみきゃんも可)の着ぐるみを活用する。また、着ぐるみ用スタッフを配置する。

※「みきゃん」の着ぐるみの手配は受託者が行う。

○「資源循環優良モデル認定事業」において認定したリサイクル製品や廃棄物の3Rに積極的に取り組む事業所・店舗(スゴeco認定事業者)等の活動を紹介・展示するコーナーを設けること。なお、当該展示コーナーは展示ができるよう机等の準備は本事業の受託業者が行うが、ブースごとの展示物の準備、展示作業、展示ブースの運営は、展示をする事業者が行う。

スゴeco認定事業者の選定は県が行うこととし、少なくとも4者以上を想定している。(※紹介・展示するスゴeco認定事業者数については契約後に受託事業者と協議のうえ正式決定する。) イベント当日までの調整は受託者が行うこと。

○実施運営マニュアル・進行台本を作成すること。

また運営マニュアルには事故発生時に対応可能な救急病院等を調査し、記載すること。

○全ての運営業務を主催者と調整のうえ行うこと。

- ・準備から開催までのスケジュール調整、出演者・司会者およびスゴeco認定事業者との連絡調整、当日の会場運営、進行管理、各イベント出演者のアテンド(接待)等、全ての運営業務を対象とする。

○会場に運営に要する人員を適切に配置すること。

- イベントを円滑に進行する司会者を配置すること。
- イ 会場（音響、照明、舞台装置を含む）設営・撤去
 - 会場内の装飾・音響、イベント実施に必要な設備・備品、会場の案内・誘導看板等について、会場と調整のうえ手配又は作成し、設営及び撤去を行うこと。
 - 設営・撤去作業時間等については、会場管理者と協議調整を行うこと。
- ウ 会場の整理及び警備等
 - イベント実施時の通路確保に留意するとともに、必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- エ 啓発資料・グッズの作成及び会場周辺における啓発資料等の配布
 - 環境、人、地域等をおもいやる消費活動の理解を広める内容と消費生活センターの紹介などの啓発資料を作成すること。
 - ・啓発資料 2,000部（多色刷、コート紙、A3判両面）
 - 来場を促進させる啓発グッズを企画提案し作成すること。
 - ・グッズ 1,500個以上
 - 作成にあたっては、可能な範囲で「こまどりのPiPi（ピピ）」と「みきゃん」のデザインを活用すること。
 - ※デザイン用のデータが必要な場合は、主催者に申し出てください。
 - 啓発グッズ等を、会場周辺において配布すること。
- オ 紹介・展示・啓発コーナーの設営・撤去
 - 一般の来場者が気軽に立ち止まって見ることができる紹介・展示・啓発コーナーを設置すること。

（2）広報・周知方法

- イベント集客のため、新聞・雑誌・テレビ・インターネット・SNS等の中から効果的な広報・周知方法を提案すること。
 - チラシ・ポスターを作成する場合は効果的な配布の方法も提案に含めること。
- 広報物の作成にあたっては、「こまどりのPiPi（ピピ）」と「みきゃん」のデザインも活用すること。

（3）報告書の作成及びアンケートの実施

- 報告書は1部作成すること。
- 報告書用の写真撮影を行うこと。
- 撮影写真はJPEGデータで主催者に納品すること。
 - なお、納品されたデータは主催者が作成する本件事業についてのホームページや印刷物等へ使用できるものとする。
- アンケート用紙を作成し、イベント会場で配布、回収すること。
- アンケート用紙の内容は主催者と協議すること。
- 回収したアンケートを集計し、主催者に提出すること。

5 業務委託完了日

令和9年2月1日（月）

委託業務実績報告書の提出をもって完了とする。

6 その他

- (1) 委託料には、出演者への謝礼・交通費等のほか、必要とする資材、機材及びその運搬費、会場使用料等、本事業に係る全ての経費を含む。
- (2) 本事業において製作された製作物（印刷物、画像、動画等）は、愛媛県ホームページ、YouTubeチャンネルで二次利用できるものとする。また、二次利用のためのデータを提供すること。
- (3) 愛媛県が実施するイベントについては、環境に配慮して開催する手順を定めているので、次のとおり環境に配慮すること。
 - ごみを作らないイベントの推進（ごみの持ち帰り等）
 - リサイクルの推進（分別回収の徹底等）
 - 省資源・省エネルギーの推進（照明の適正化等）
 - 周辺環境への配慮（イベントでの危険物の使用等）
 - 環境配慮意識の普及促進（広報活動での環境配慮の明示等）
- (4) 業務を行ううえで疑義が生じる場合は、主催者と受託者が協議して決定する。